

議題 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について

1 改正理由

母子及び寡婦福祉法の改正により新たに創設された父子福祉資金の貸付けに係る事務について、行政の効率化を図るため、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「条例」という。）で定める住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用事務に、当該事務を追加するための条例の改正を行う。

2 改正内容（資料1、資料2及び資料3）

（1）追加する事務

父子福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務

※父子福祉資金の貸付けの制度は、父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度で、母子及び寡婦福祉法の改正（平成26年4月23日公布）により、新たに創設された（第31条の6）。なお、同改正により、法律の名称が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正された。

（2）事務の概要

父子福祉資金の貸付けを受けた者の所在が、転居等により不明となった場合に、当該貸付けを受けた者の所在を確認するため、住基ネットにより生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実を確認する。

※母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務については、条例に基づき住基ネットを利用することができる（条例別表第一第十四号）。

3 住基ネットの利用について

（1）住基ネットを利用する所属及び操作者

健康福祉部児童家庭課、各健康福祉センター（13か所）の職員

※母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務を行っている職員が操作者になる予定。

（2）住基ネット利用件数（見込み）

年間約30件（県全体）

（3）端末機の利用

市町村課又は最寄りの県税事務所等の端末機

※本件事務の追加による新たな端末機の設置は行わない。

4 本人確認情報の保護について（資料4）

引き続き、研修、監査を通じ、所属長及び操作者に対し、住民基本台帳法及び千葉県セキュリティ対策規程に基づく適正な本人確認情報の利用を行うことを徹底する。

5 県民からの意見募集について

平成26年6月11日～平成26年7月11日

6 施行日（予定）

平成27年2月1日